住所　愛知県岡崎市河原町12番地24
敖邦子　昭和27年9月16日生
権慶剛　昭和52年11月17日生
住所　相模原市中央区相模原2丁目12番8号
玄秀憲　昭和59年2月12日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央3丁目10番26―718号
丁亮　昭和60年9月15日生
住所　横浜市神奈川区六角橋2丁目14番3号
崔大誠　昭和55年12月17日生
住所　横浜市都筑区佐江戸町268番地
モハメッド・リポン・ミア　昭和43年1月1日生
ラディア・ヌール　平成26年1月25日生
住所　横浜市金沢区東朝比奈3丁目15番1―314号
金宏佳　昭和37年2月19日生
住所　横浜市神奈川区片倉1丁目17番15―504号
安亮臣　昭和50年4月20日生
住所　横浜市西区平沼1丁目18番18―702号
朴相秀　昭和59年3月28日生
住所　横浜市磯子区磯子3丁目2番10―302号
アミヌル・イスラム　昭和53年7月11日生
ユッメ・サルマ　昭和55年10月2日生
アヤズ・シャフワン　平成24年10月7日生

○外務省告示第四百二十六号

平成二十七年十一月二十六日にハノイで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年十月二十四日にハノイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一条4の規定に関し、独立行政法人日本貿易保険は、同条4(b)(v)に規定する金融機関とされることが了解される。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が貴官の返簡の日に効力を生じ、かつ、同日以後に租税を課される額について適用されるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国
財政副大臣
ドー・ホアン・アイン・トゥアン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日に効力を生じ、かつ、同日以後に租税を課される額について適用されるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
財政副大臣
ドー・ホアン・アイン・トゥアン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史閣下

○外務省告示第四百二十七号

平成二十七年十一月二十四日にビエンチャンで、国道九号線橋梁（りょう）改修計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国道九号線橋梁（りょう）改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与額　七千万円
3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで
4　署名者

日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　センペット・フンブンニャアン外務副大臣

平成二十七年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二十八号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十七年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
TK9176653	2013年4月26日

○文部科学省告示第百八十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
母と子	平成二十七年十二月九日	平成二十七年十二月十四日から平成二十八年七月十五日まで	株式会社中日新聞社 文化事業部長　西原　健二 愛知県名古屋市中区三の丸一―六―一 愛知県美術館 館長　島　敦彦 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四十三	愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 平成二十八年一月三日から同年三月二十一日まで あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四十三 平成二十八年四月九日から同年七月三日まで